

公民館生涯学習講座

文化スポーツ課 ☎66・1167

◆小江公民館「女性のための

ピラストラッチ(股関節ス
トレッチと失禁予防)」

尿漏れ予防と骨盤まわりを
引き締め、血液循環を促しよ
い姿勢へと導きます。

とき 11月14日～28日

毎週水曜日 全3回

午前10時30分～11時30分

ところ 小江公民館

受講料 千500円

定員 20人(申し込み順)

対象 市内在住・在勤の女

性

講師 河合育代

持ち物 バスタオル2枚、動

きやすい服装(ジーンズ不

可)

申し込み 11月11日(日)までに

小江公民館(☎68・640

2)へ。

◆西浦公民館「子どもおやつ

クッキング」

かんたんおやつを作ろう。

とき 12月1日・15日

各土曜日 全2回

午前10時～午後0時30分

ところ 西浦公民館

対象 市内在住の小学生

(3年～6年生)

定員 15人(定員を超えた
場合は抽選)

参加費 1人800円(2回分、
当日集金)

持ち物 エプロン、三角巾、
ふきん3枚、筆記用具、お

茶(水筒)、上履き

申し込み 11月20日(火)までに

西浦公民館(☎57・239

8)または文化スポーツ課

へ。

とき 11月26日(月)～平成25

年3月18日(月)の指定日

全38回(前半・商業簿記

後半・工業簿記)

午後6時～8時

ところ 商工会議所

講師 豊橋創造大学

畑野光正

定員 25人

受講料 4万2千円(会員割

引あり)

申し込み 11月12日(月)までに

所定の申込書に受講料を添

えて商工会議所(☎68・7

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

中級簿記講座

(日商簿記検定2級程度)

観光商工課 ☎66・1119

とき 11月26日(月)～平成25

年3月18日(月)の指定日

全38回(前半・商業簿記

後半・工業簿記)

午後6時～8時

ところ 商工会議所

講師 豊橋創造大学

畑野光正

定員 25人

受講料 4万2千円(会員割

引あり)

申し込み 11月12日(月)までに

所定の申込書に受講料を添

えて商工会議所(☎68・7

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

171)へ。

年賀状に使おう! 消しゴムはんこ

図書館 ☎69・3706

来年の干支を題材に、消し
ゴムではんこを作りましよ
う。

とき 11月18日(日)

○大人の部・午前10時～正午

○子ども部・午後2時～4

時

ところ 図書館 別館

講師 寿山会 山本正良

定員 各回10人

対象 大人の部・18歳以上

の市内在住・在勤または図

書館に利用者登録のある方

子どもの部・市内の小中学

生以上の方(親子参加可)

参加費 無料

その他 大人・子どもの部と

も、カッターナイフを使ひ

ます。材料・道具は図書館

で用意します。

申し込み 11月3日(祝)から直

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。

接または電話で図書館へ。



催し

第16回社会福祉大会

福祉課 ☎66・1106

とき 12月8日(土)

午後1時30分～4時

ところ 市民会館 大ホール

内容

○社会福祉功労者表彰

○講演 「やさしい街づくり

(東日本大震災被災支援を

通して)」

○講師 女優・キャスター

石井苗子

参加費 無料(入場整理券が

必要)

整理券配布場所 市役所、勤

労福祉会館、市民会館、図

書館、各市民センターなど

配布日 11月5日(月)～

問合先 社会福祉協議会

☎69・3911

警察署便り

蒲郡警察署 ☎68・0110

笑顔ふたたび つなげる支援

「ご存じですか 犯罪被害相談
窓口と犯罪被害給付制度」

○犯罪被害相談窓口のご案内

警察は各種の犯罪被害相談窓
口を設け、犯罪の被害に遭われ
た方や、その家族・友人の方か
らのさまざまな相談に応じてい
ます。

身近に話せる人がいない、ど
こに相談したらよいかわからな
い、このような時には、お電話
ください。警察だけで対応でき
ないことについては、専門の機関
をご紹介します。

▼犯罪被害者のためのこころの
悩み相談(ハートフルライン)

☎052・954・8897(月～金)

○犯罪被害給付制度のご案内

犯罪被害給付制度は、殺人な
どの故意の犯罪行為により不慮
の死を遂げた犯罪被害者の遺族
または重傷病もしくは障がいと
いう重大な被害を受けた犯罪被
害者の方に対して、社会の連帯
共助の精神に基づき、国が犯罪
被害者等給付金を支給し、その
精神的、経済的打撃の緩和を図
り、再び平穏な生活を営むこと
ができるよう支援するものです。

この給付制度に関する相談は、

警察本部住民サービス課犯罪被

害者支援室(代表 ☎052・051・

1611)または最寄りの警察署

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。

に問い合わせください。